

東京都北区家庭用生ごみ処理機等 購入費補助金

家庭から出る生ごみの減量化及びリサイクルを進めていただくため、家庭用の生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入に要する費用の一部を補助します。

助成金額

生ごみ処理機等の本体の購入金額（税込み）の**2分の1**

※1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨て

※送料や振込手数料、ポイント、クーポン等による割引額を除く

上限2万円まで

対象者

以下の条件を**全て満たす方**が対象です。

- ・申請をした日から北区内に引き続き住所を有していること
- ・生ごみ処理機等から生成した減量ごみ又は堆肥を自ら適正に排出・処理できること
- ・生ごみ処理機等の使用状況等について、今後の区リサイクル清掃行政の参考資料とすることを目的として区が実施するアンケート調査に協力できること
- ・個人住民税を滞納していないこと



対象機器

・生ごみ処理機

電気式、手動式、生物分解等の方法により、生ごみを減量又は消滅処理することができる機器

※ディスポーザー式（流し台の排水口に取り付け、生ごみを粉碎して下水道に流すタイプ）は対象外

・堆肥化容器

地中の微生物等の活動を利用して生ごみを自然発酵及び分解し、処理する容器

※付属品や自作の容器は対象外です。

申請期間

令和6年4月1日（月）～令和7年1月15日（水）まで【**必着**】

※申請受付は先着順となります。

※予算額に達した場合は、申請受付を終了いたします。

北区ホームページ↓



手続の流れ

【申請者】

機器の購入

購入年月日、販売店名、販売店住所、購入者氏名、品名及び購入金額が確認できる領収書の提出が可能であれば購入の形式（実店舗、インターネット等）は問いません。



申請

申請書を記載し、添付書類とともに
・リサイクル清掃課窓口へ持参
・郵送
・電子申請

のいずれかの方法で申請をしてください。
※申請は、生ごみ処理機等を購入した日から**6か月以内**です。

提出

【北区】

受付・審査



交付決定

交付決定の場合：「交付決定通知書」及び「交付請求書兼口座振替依頼書」
不交付決定の場合：「不交付決定通知書」

書類に不備がなければ申請から1か月程度でご記入いただいた住所へ郵送する予定です。

郵送

受領



交付請求

「交付請求書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入後、持参又は郵送にて提出をしてください。

提出

補助金交付

「交付請求書兼口座振替依頼書」到着から1か月程度で指定口座への振込を予定しています。

電子申請はこちらから↓

申請に必要な書類

(1) 交付申請書

（リサイクル清掃課窓口へ設置及び区ホームページからでもダウンロード可能）

(2) 領収書（原本）※日本円によるもの

（購入年月日、販売店名、販売店住所、購入者氏名、品名及び購入金額が確認できるもの）

(3) 購入機器使用中の写真

※機器に生ごみを投入している写真を添付してください。

注意点

- ・審査の結果、不交付となる場合があります。
- ・交付は口座振込みのみです。
- ・交付は、**1世帯当たり生ごみ処理機等の本体1台まで**です。
- ・過去に「東京都北区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金」の交付を受けた方は対象外です。
- ・補助金の交付後、区からアンケートを送付する場合があります。その場合は、ご回答をお願いいたします。
- ・申請等に不正があった場合は交付決定を取り消します。

提出先・問い合わせ



北区生活環境部リサイクル清掃課

住所：〒114-0002 北区王子一丁目12番4号 TIC王子ビル2階

電話：03-3908-8538 午前8時30分～午後5時まで（祝日・年末年始を除く月～金）

